

の所以を以て關係地方廳に訓令し、永代借地に對する地方税の強制徴收をなすことを延期せしめ、之に代へ關係地方廳に對し右地方税の徴收不能より生ずる損害を國庫より補償するが如き窮態を續けた。其の後大正三・四年戰役の結果、政府は大正八年敵國私有財産管理令を公布し、獨・奥人の保有する永代借地權を換價處分に付し日本人の所有に移した。又大正十二年關東大震災の結果在横濱外國人居留地の破壊を見た際、政府は地方廳に資金を貸與して外國人保有の永代借地を買收せしめる等の措置を採つた。大正十四年四月には懸案中の「外國人土地所有法」改正の上公布實施せられ、愈々其の沿革上より言ふも在本邦外國人に對し永代借地と云ふが如き特權を存續せしめるの必要なに至つた爲めに帝國政府の態度は次第に強化せられ、昭和十一年廣田内閣頃に至りては從來の態度を改め、關係地方廳が永代借地に對し地方税の納付を怠るものに對し強制徴收法を實行しても敢て之を阻止しない方針を採るに至つた。

茲に於て永代借地權保有外國人殊に最も利害關係を有する英國人の間に恐慌を起し、其の結果日英兩國政府間に外交渉再開せられ、終に昭和十二年三月二十五日佐藤（尙武）外相と在本邦英國公使クライヴ Sir Robert Cliveとの間に公文交換行はれ、英國人の保有する永代借地權は昭和十七年四月一日限り土地所有權に更改すべく、特に之が爲め日本政府は補償を支拂はないが、右昭和十七年四月一日迄の間に於ける爭議懸案中の各種租税を免除し、從來の不納者に對して強制徴收を執行しないこととし、又無料にて土地所有權に更改の登録を許すこととした。其後同年四月三十日迄の間に右日英間と同様交換公文の形式により、米・佛・瑞西・丁・伊・葡・蘭政府との間にも同種協定成立し、茲に安政條約以來屈辱的外國人居留地の殘滓たる永代借地權は解消することとなつた。當時殘存永代借地の總坪數約十四萬六千坪と稱せられた。實に此の間に七十九年の長き間在留外國人は不當な特權を占取し來たつたのである。

註 1 昭和十二年外務省公表集第十六輯五—二一頁及三七—七五頁

第四節 外國人土地所有法の改正

上記の如く小村條約改正に於ては陸奧條約改正同様の方針を採用し、陸奧改正條約中より所謂相互對等の原則と扞格する一切の規定を解消せしめると共に、他面之が對價として一般泰西文明國が實行し居る程度に在留外國人を優遇する爲め、明治四十三年法律第五十一號を以て外國人土地所有權法を公布し、右實施期は條約改正の完了を俟つて別に勅令を以て定めることとした。然るに小村條約改正に於て、右外國人への土地所有權附與と最も密接の關係に在る永代借地權の處分が解決しなかつた爲め、同實施の勅令は其の儘公布せられなかつた。右は恰も舊民法が條約改正の爲め公布せられながら、國內的に種々の支障を生じ未實施に了つたと同一の運命に陥つたものと言ひ得る。其後大正三・四年戰役の結果、本邦は積極的に本邦臣民、貨物及船舶の海外に對する發展を對外通商政府の根本とするに至り、前記本邦に於ける外國人土地所有權法の實施も別の角度より考量せねばならなくなつた。即ち米國太平洋岸諸州・濠洲・支那等本邦人に對し土地所有權を附與して居ないもの、并に加奈陀・比律賓・蘭印等の如く現在之を許し居るも將來之を閉鎖をしようとするの形勢あるものに對し、之れに抗議又は牽制する立場上、本邦國內に於て外國人に對し最も自由な立法を採用し居るを適當とした。他面現行法上外國人及外國法人に地上權等殆ど土地所有權と等しきものを許しながら土地所有權のみを拒否することは實益上意味を爲さないものであつた。依て大正七年内田外相時代、戰後條約改正方針決定の爲め條約改正調査委員會設定せられ、以來外國人土地所有權法の改正實施に付再審議を加へることとなつた。其の結果前記の通り大正十四年法律第四十二號改正土地外國人所有法を公布し、之を同十五年十一月十日より實施したのである。從て右大正十四年の改正法に於ては、出來得る丈外國人に採り之れが適用を自由にする爲め、明治四十三年の外國人土地所有權法による相互主義は、特に勅令を以て定める場合の外之を實行するを要しな

いものとし、又舊法に於て臺灣・北海道等の植民地を除外したのを撤廢し、其の代りに地上權及外國人の多數を株主とする本邦會社の所有する土地を、一般土地所有權と同様本法適用範圍とした。尙明治四十三年及大正十四年の外國人土地所有權法に於て、本邦は始めて外國人に對し土地所有を許すこととなつたが、井上・大隈條約改正以來の國論の趨向に鑑み、將來に於ける之が改廢の自由を國內立法に留保することとした。即ち土地所有權に付ては假令相互の規定たりとも何等條約中に規定を設けない方針を採用した。從て小村條約改正後生じたる大正二年の加州排日土地法等に對し小村改正條約は殆んど之を牽制するに役立たなかつた。

第五節 移民問題に關する交渉

小村條約改正方針に於ては陸奥改正條約中我に不利なる點を一掃すと云ふに在つたが、其の中最も顯著なるは改正日米條約に於て陸奥條約第二條末項所載移民制限禁止に關する留保規定を削除したことである。右第二條末項の形式は全く相互的となつて居るけれども、本邦への米國勞働者の入國・居住は殆ど絶無なる状態にあつては、本規定は米國への我勞働者の入國等に對し制限禁止の自由を米國政府に附與するところの片務的のものとなるのである。併も右陸奥條約第二條末項は日露條約第二條末項に於けるが如く、勞働者の入國移動の制限禁止に對し最惠國待遇を保障して居ないものである。

陸奥條約實施後米國太平洋洋諸州に於ける日本勞働者の入國益々増加するに従ひ、米國人の日本人に對する排斥熱は益々昂進するに至つた。依て日本政府は、米國議會が彼の「支那人入國排斥法」の如きものを日本人に對しても制定することを防げる目的を以て、自ら進んで米國本土行き日本移民の旅券發給の制限を始めたが、布哇行き勞働者の旅券下付に對しては依然制限を行はなかつた。其の結果米國本土に於ける勞働者の不足を來した爲め、日本勞働者の

布哇より太平洋洋諸州、殊に明治三十九年震災後の復舊工事の爲め勞働者の自由需要多き桑港に、上陸するもの激增した。爲めに同地に於ける排日熱一層昂進し、終に桑港學務局は同年十月日本學童離隔令を公布するに至つた。日本政府は在米青木（周藏）公使をして之に對し強硬な抗議を試みしめたが、米國政府は之が撤廢を在桑港當局に命令することを承諾すると同時に、其の代償として布哇よりの日本移民の米國本土への轉航禁止に關する大統領令を公布し得べき様、米國移民法を改正することに付日本政府の同意を求め、其の結果右日本移民の轉航禁止を目的とする大統領令は、明治四十年三月十四日付を以て公布せられ、同時に桑港に於ける日本學童離隔令は撤廢せられた。

然るに其後米國中央政府に於ては、加州當局より日本勞働者數の増加について苦情絶えないため、日本勞働者の米國本土への入國禁止に付日本政府の協力を得たいことを申込んだ。之が爲め明治四十年末から四十一年始めにかけて、類次外交文書の交換の結果、日米兩國政府の間に、米國本土行き日本旅券發給に關する内規に付詳細な協定が遂げられた。之れ所謂日米間移民に關する紳士協約なるものである。其の内容は日本政府は米國本土行き勞働者に對する旅券の新發給を一切禁止し、例外として在米日本勞働者の妻子・再渡航者及特定條件の下に律せられる定着農耕勞働者に限り旅券を發給し得ることとし、之が代償として米國政府は今後排日的立法其の他の新措置を採らないことを約した。（加奈陀に對しても明治四十年十一月十四日加奈陀勞働大臣 Rodolphe Lemieux 來朝し、林（董）外相との間に米國に對すると同様、加奈陀行き勞働者の旅券制限に關する所謂ルミニー協定なるものが内密に締結せられた。）

依て明治四十四年二月二十一日調印の小村日米改正條約に於ては、日本移民に對し差別的立法をなし得るの餘地ある前記陸奥條約第二條末項を削除せしめると同時に、米國政府を安心せしめる爲め改正條約調印の際在米内田（康哉）大使より米國政府に對し「日本帝國政府は勞働者の合衆國移住に關し、過去三年間實行し來つた制限及取締を均しく